

第2次 君津市環境基本計画

～澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ～



平成27年3月
(令和5年4月一部改定)

君 津 市

〈 あ い さ つ 〉

本市は、美しい緑と清らかな水があふれ、貴重な動植物の生息・生育が見られるなど、豊かな自然に恵まれたまちです。

私たちには、先人から受け継いだこのすばらしい環境を、より良い形で将来へ引き継いでいくことが求められます。

このことから、本市では環境保全条例に基づき「環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する様々な施策を総合的かつ計画的に実施してまいりました。

このたび、第1次計画の計画期間が平成26年度で終了することから、新たに「澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ」を目指すべき環境像とした、第2次計画を策定しました。

今後とも、私たち一人ひとりが、環境に配慮した行動を率先して実行するとともに、市（行政）、市民、事業者が互いに協力し、環境への負荷を低減する取組みを積極的に進めることで、目指すべき環境像の実現に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民や事業者の皆様方、熱心なご審議をいただきました君津市環境審議会委員の皆様、心からお礼申し上げます。

平成27年3月

君津市長 鈴木 洋 邦



〈目 次〉

第1章 環境基本計画の基本的な考え方

1 策定の背景	P1
2 計画の対象とする期間	P2

第2章 環境の現況と課題

1 大気汚染	P3
2 水質汚濁・地下水汚染	P6
3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下	P10
4 山砂採取・残土埋立て・廃棄物最終処分場	P12
5 ごみ減量・リサイクル	P14
6 不法投棄・環境美化	P16
7 放射性物質	P17
8 地球温暖化対策・省エネルギー	P18
9 生物多様性・自然保護	P20
10 環境学習	P24

第3章 めざす環境像と具体的な取組項目

1 めざす環境像	P25
2 具体的な取組項目	P25

第4章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	P37
2 計画の進行管理	P38

資料編

市民・事業者における環境配慮行動の実施状況	P40
-----------------------	-----

第1章 環境基本計画の基本的な考え方

1 策定の背景

君津市は、市域のおよそ3分の2を森林が占め、貴重な動植物が生息・生育する房総半島を代表する自然の宝庫となっています。また、小糸川や小櫃川は県下有数の清冽な水質を保っているほか、掘り抜き井戸から地下水が豊富に湧き出すなど、豊かな水資源を有しています。

一方で、一部の地域では、降下ばいじん、地下水汚染、廃棄物の不法投棄などが問題となっているほか、山砂採取場、残土事業場、廃棄物最終処分場の及ぼす環境への影響も懸念されています。

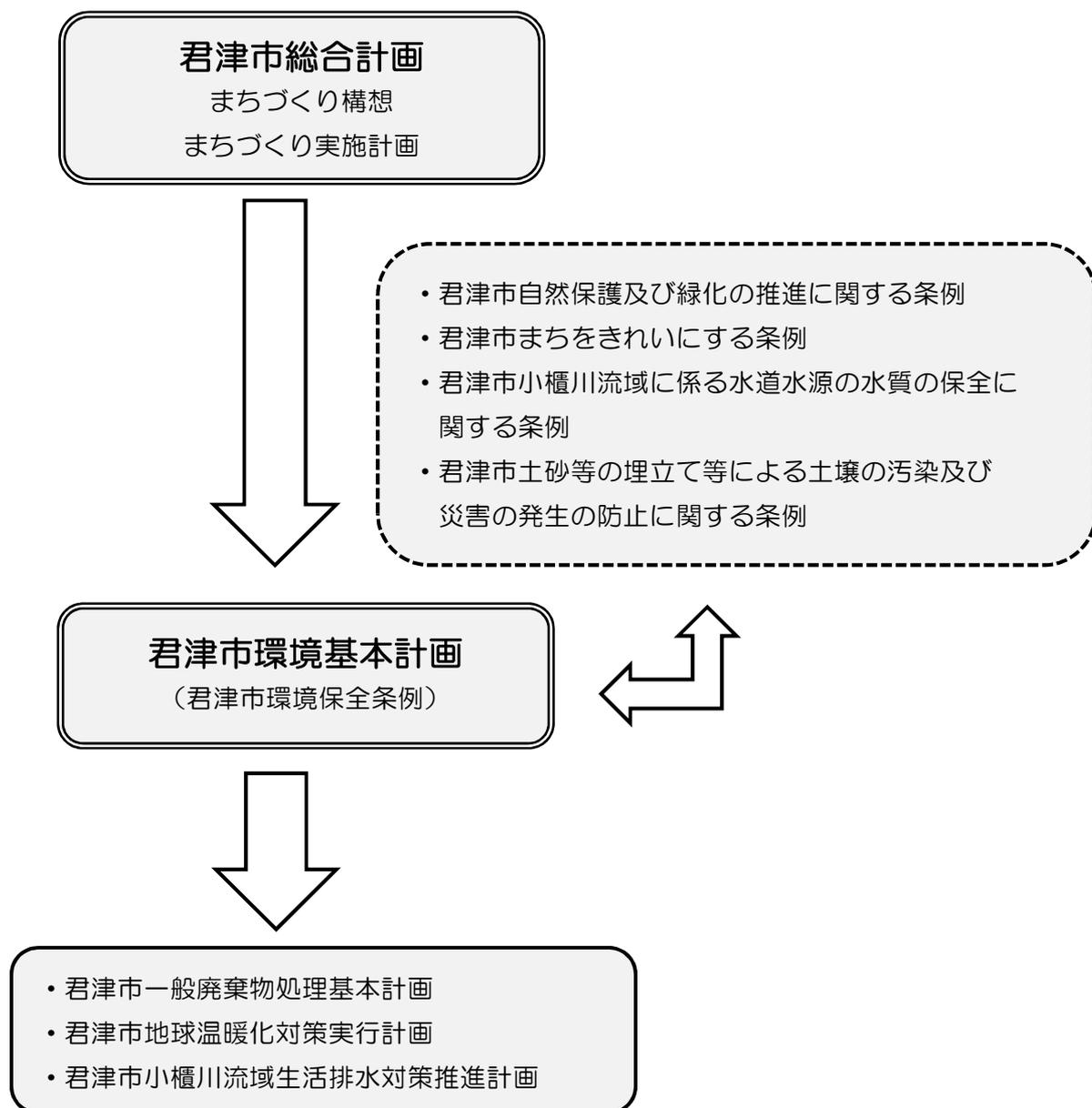
さらに、今日の環境問題は、事業活動に伴う問題だけでなく、日常生活に起因して発生する問題や、温室効果ガスによる温暖化といった地球規模の問題にまで拡大しています。

「君津市まちづくり構想」では、「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ」を将来都市像として掲げ、防災・生活安心・環境の分野では「安全安心に暮らせる自然と共生するまち」を目指すこととしています。

「第2次君津市環境基本計画」は、「君津市環境保全条例」に基づき策定するもので、「君津市まちづくり構想」を環境面から推進するため、目指すべき環境像を「澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ」とします。

第2次計画では、取組項目を環境問題に特化したものとし、典型7公害のような従来の課題に加え、放射性物質やPM2.5など近年問題となっている項目についても視野に入れます。また、市（行政）、市民、事業者の各主体がそれぞれの責務や役割を理解し、連携しながら、豊かで貴重な環境を次の世代へ継承していくことを目的としています。

計画の対象とする地域は君津市全域ですが、市域を越えた取組が必要となる場合には、近隣市のほか県や国と連携していきます。



2 計画の対象とする期間

計画の期間は、平成 27（2015）年度から、平成 36（2024）年度までの 10 年間とします。本計画は、20～30 年後に実現させたい環境を「君津市のめざす環境像」として設定し、それを実現するための具体的な取組項目を示しています。

なお、計画策定後に、社会経済情勢、環境の変化、他計画等の改訂があった場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 環境の現況と課題

1 大気汚染

本市では、昭和40年代に臨海部で鉄鋼コンビナートが操業を開始したことから、市内に大気汚染測定局を設置し、大気中の汚染物質濃度を常時監視しています。

二酸化いおう（*1）と二酸化窒素（*2）については、昭和40年代当初は環境基準（*3）の超過が見られましたが、規制の強化等により、昭和50年代前半以降は環境基準を達成しています。これらの大気汚染物質は、臨海部の方が他の地点に比べ高い値となっており、工場や自動車などが主な発生源と考えられます。

また、窒素酸化物や炭化水素は、一定の気象条件下において、紫外線による光化学反応が起き、光化学オキシダント（*4）となります。光化学オキシダントは、粘膜を刺激する性質を持つことから光化学スモッグの汚染指標とされ、本市では毎年度全ての測定局で未達成となっています。

臨海部では、浮遊粉じん等（*5）についても、他の地域より高い値となっており、浮遊粒子状物質（SPM）（*6）は環境基準を達成できない地点もあります。

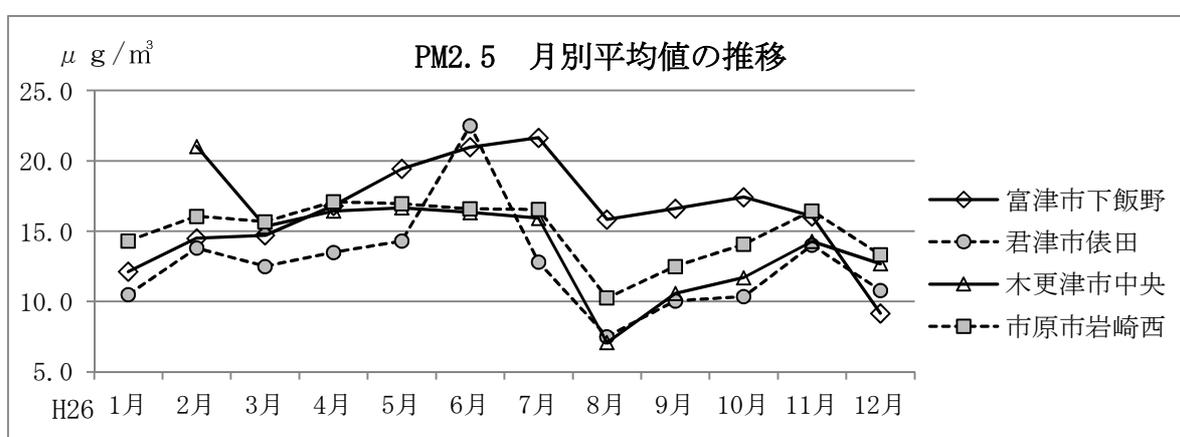
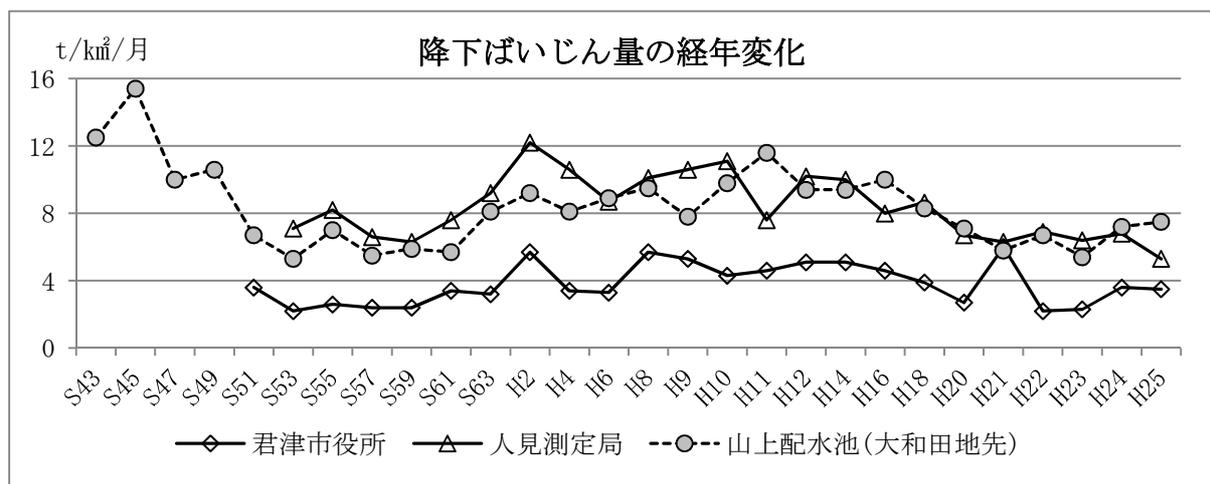
このほか、小糸・小櫃地区では、昭和40～50年代にかけて山砂を輸送する大型ダンプカーが集落の道路を往来し、粉じん等による問題が発生しました。ダンプカーの運行については、バイパス道路の開通や山砂の需要減により、ピーク時に比べると近年は約3割程度まで減っていますが、平成25年度の降下ばいじん量の調査では、通行量の多い小糸・小櫃地区は少ない清和地区に比べ、4倍から6倍の差が見られました。

さらに近年は、微小粒子状物質（PM2.5）（*7）による影響も懸念されています。

PM2.5は、物の燃焼などによって直接排出される一次粒子と、いおう酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状大気汚染物質が、大気中での化学反応により粒子化する二次粒子で構成されます。発生源は、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等の人為起源のものや、土壌、海洋、火山等の自然起源のものなど、極めて多岐にわたり、家庭内でも喫煙や調理、ストーブなどから発生しています。

環境基準は平成21年9月に設定されましたが、西日本や都市部において環境基準を達成できない測定局が数多く見られています。これは、中国をはじめとしたアジア地域では、急速な経済発展に伴い大規模かつ深刻な大気汚染が生じており、西風に乗って汚染物質が日本に運ばれてくる場合があること、また、日本国内の都市部においては、発生源となる工場や自動車等が数多く存在しているため濃度が上昇しやすい環境にあることが原因と考えられています。

PM2.5は原因物質とその発生源が多岐にわたり、生成機構も複雑で未だ十分に解明されていないことから、大気環境行政に残された大きな課題となっています。市では、平成26年1月から俵田測定局で測定を開始しました。



(*1) 二酸化いおう

石炭や石油などいおうを含む化石燃料の燃焼や金属精錬等によって発生する汚染物質。大気中の濃度が上昇すると、動物の呼吸器系の器官に障害を与えるほか、酸性雨の原因になる。昭和48年に環境基準が設定された。

○短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

○長期的評価：1日平均値である測定値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であり、かつ1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

(*2) 二酸化窒素

様々な物質の燃焼過程等で発生した一酸化窒素が空气中で酸化されたときに発生する汚染物質。大気中の濃度が上昇すると、二酸化いおうと同様に、動物の呼吸器系の器官に障害を与えるほか、酸性雨の原因になる。昭和53年に環境基準が設定された。

○長期的評価：1日平均値である測定値につき低い方から98%に相当する値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

(*3) 環境基準（大気汚染に係る環境基準）

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい大気汚染に関わる基準として定められたもの。大気汚染物質は、高濃度で呼吸器系へ影響を及ぼすもの、低濃度であっても長時間暴露することにより人の健康を損なうものがあるため、1年間で得られた1時間値、8時間値、日平均値を対象として行う短期的評価、1年間で得られた日平均値や年平均値を対象として行う長期的評価が定められている。

(*4) 光化学オキシダント

工場の排煙や自動車の排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、一定レベル以上の濃度で紫外線による光化学反応を繰り返すことによって生じる酸化性物質。夏の風の弱い日差しの強い日に発生しやすい。粘膜を刺激する性質を持ち、植物を枯らすなどの被害を及ぼす。昭和48年に環境基準が設定された。

○短期的評価：1時間値が0.06ppm以下であること。

(*5) 浮遊粉じん等

浮遊粉じん等は、粒子の大きさによって「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に分けられる。「降下ばいじん」は雨や自重等により比較的速やかに沈降する粒子であり、「浮遊粉じん」は沈降速度が遅く長時間大気中に浮遊する個体や液体の粒子状物質を指す。

(*6) 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に存在する浮遊粉じんのうち、粒子の直径が $10\mu\text{m}$ （0.01mm）以下の粒子をいう。昭和48年に環境基準が設定された。

○短期的評価：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

○長期的評価：1日平均値である測定値につき測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

(*7) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に存在する粒子状物質のうち、 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子をいう。髪の毛の30分の1という非常に小さな粒子であり、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系、循環器系などへの影響が懸念されている。平成21年9月に環境基準が設定された。

○長期的評価：1日平均値の年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値である測定値につき低い方から98%に相当する値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2 水質汚濁・地下水汚染

<河川・湖沼>

市域を流れる主な河川には、小糸川と小櫃川があります。

小糸川は流路延長が 80km で、房総半島では 2 番目に長い河川です。豊英地先を源流として北西に流れ、東京湾に注いでいます。上流部には豊英ダム（工業用水）、三島ダム（農業用水）があり、下流では郡ダム（工業用水）が接続しています。

小櫃川は流路延長が 88km で、房総半島では最も長い河川です。源流は黄和田畑地先に端を発し、上総、小櫃地区を流下して袖ヶ浦市と木更津市を通り、東京湾に注ぎます。本市は小櫃川の上・中流域に位置し、上流部には亀山ダム、片倉ダムの二つのダム湖があります。

小糸川、小櫃川とも源流部は自然が豊かで、小糸川源流部には奥米溪谷や豊英大滝、小櫃川源流部には黒滝など、四季を通じて美しい景色が見られます。また、各ダム湖は魚釣りなど市民のレクリエーションの場として利用されています。

小糸川、小櫃川及び小櫃川支流の御腹川には、環境基準（*8）が設定されています。河川における汚濁の指標となる BOD（*9）は減少傾向にあり、年間を通じた環境基準に対する評価では、すべての調査地点で環境基準を達成しているため、良好な水質といえます。

亀山湖は、貯水量 1,475 万 m³ を誇る県内最大の人造湖であり、治水及び水道水源に利用されています。湖全体の面積が広いことと入り組んだ複雑な地形のため、浮遊物が集積しやすく、アオコの発生等も見られます。平成 5 年 3 月に環境基準が設定されましたが、湖沼における水質汚濁の指標となる COD（*10）はかなり高く、年間を通じた環境基準に対する評価では、毎年達成できていない状況です。

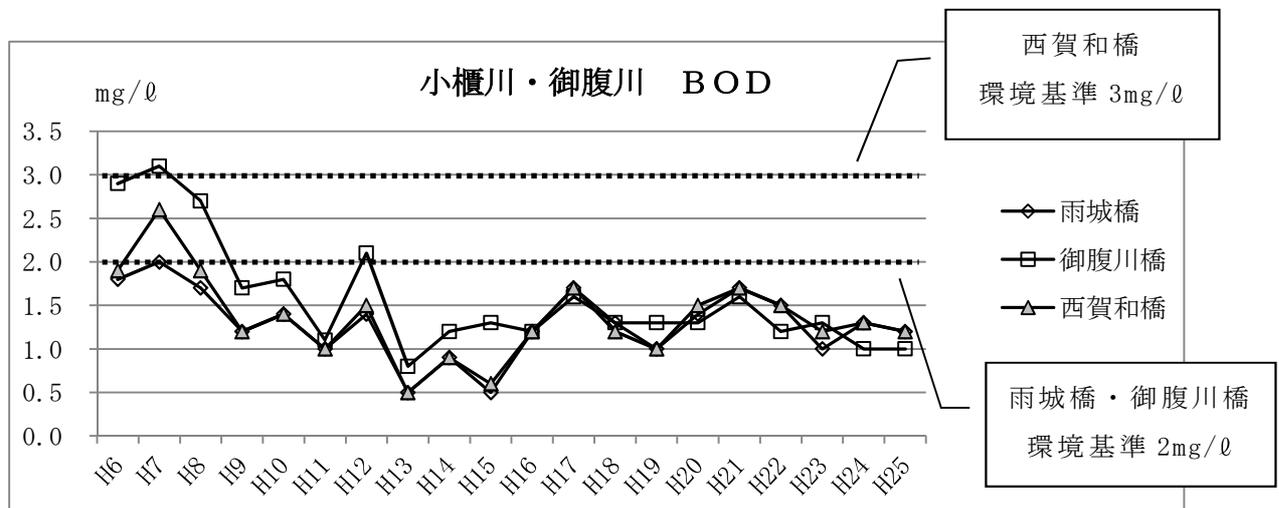
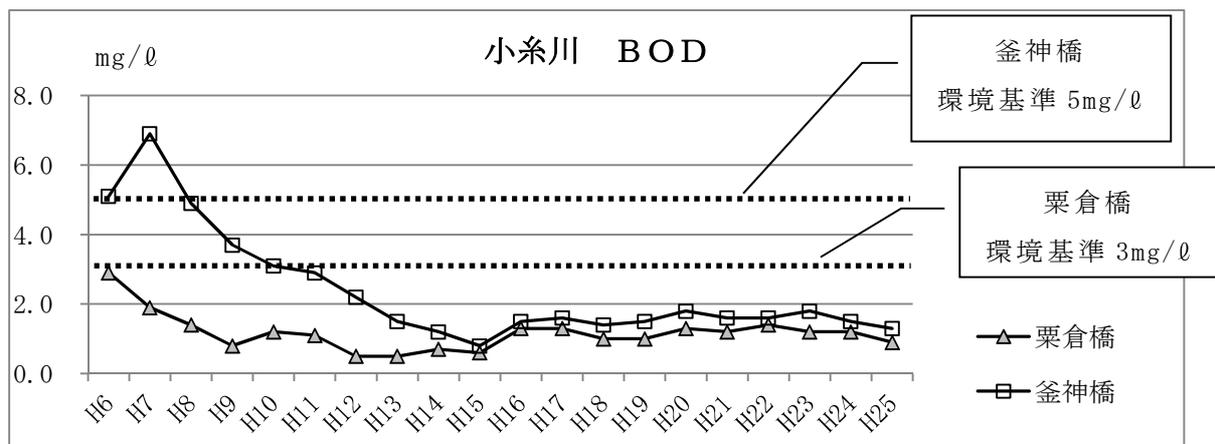
<海域>

東京湾は湾口部が狭い閉鎖性の海域で、夏には富栄養化が進行し、赤潮等の発生も見られます。

近年は、工場・事業場の排出規制や総量規制、公共下水道の整備等によって少しずつ水質が改善されてきているものの、海域における水質汚濁の指標となる COD は高く、環境基準を十分に達成するには至っておりません。



河川・湖沼採水地点図



(*8) 環境基準（水質汚濁に係る環境基準）

水質汚濁に係る環境基準は、全公共用水域に一律の基準を設定する「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と水域類型別に項目と基準を設定する「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」がある。前者はカドミウムなど 27 項目が、後者は BOD など 12 項目が指定されている。

(*9) BOD（生物化学的酸素要求量）

BOD は、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量のことをいう。数値が高いほど水質が汚濁していることを示す。

(*10) COD（化学的酸素要求量）

COD は、水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき消費される酸素量のことをいう。数値が高いほど水質が汚濁していることを示す。

<生活排水対策>

河川や湖沼、海域など公共用水域の水質は、一般家庭や事業所から排出される生活排水が大きく影響します。

生活排水を処理するためには、公共下水道や農業集落排水へ接続するか、合併処理浄化槽を設置する必要がありますが、本市の平成 23 年度末における生活排水処理率（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及率）は 58.9%にとどまっており、国や千葉県の平均値と比べると大幅に下回っています。

このため、湖沼や河川の水質を保全し、海へと流れ込む負荷を削減するために、公共下水道の整備・普及と合併処理浄化槽への転換等を推進していくことが必要です。

特に、小櫃川流域は本市周辺の水道水源となっていることから、小櫃川の水質改善に向け、本市、木更津市及び袖ヶ浦市では「小櫃川流域生活排水対策推進計画」を策定しています。

<地下水>

本市は豊富な地下水に恵まれており、山裾からの湧水や掘り抜き井戸から自噴する光景が各所で見られます。これは、丘陵地に降った雨が地下へ浸透し、地盤の砂層の傾斜に沿って流下し、低地で噴出しているものです。

掘り抜き井戸を掘る「上総掘り」は、本市発祥の技術であり、国の重要無形民俗文化財に指定されています。掘削機械を使わずに深く掘れる点などが注目され、国内のみならず東南アジアなどの諸外国でも活用されています。久留里地区においては、上総掘りの井戸が数多く存在し、平成 20 年度には「平成の名水百選」に選ばれました。現在は、市内外から多くの方が水を汲みに訪れ、地域の活性化につながっています。

一方、本市では、昭和 62 年 3 月に内箕輪地区の民家井戸から基準値を大幅に超えるトリクロロエチレンが検出されました。また、その後に久留里市場や外箕輪地区でも汚染が確認されました。

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物は、自然界には存在しない化学物質であるため、汚染機構の解明調査を実施するとともに、汚染地層の掘削

除去や地下水の強制排出による無害化处理など各種の浄化対策を行いました。

久留里市場地区及び外箕輪地区では既に汚染浄化対策を終了しており、平成 25 年度の調査において、久留里市場地区では環境基準の超過は見られませんでした。内箕輪地区では現在もトリクロロエチレンの汚染浄化対策を継続していますが、平成 25 年度の調査では、依然として数地点で環境基準の超過が見られました。

また、平成 22 年 8 月にトリクロロエチレンの変態過程 (transformation) で生成する 1,2-ジクロロエチレン等の調査を行ったところ、内箕輪地区の数か所で環境基準を超過する値が検出されました。このため、これらについても分析項目に加え、水質調査等を実施するとともに、今後新たな汚染浄化対策の実施について検討していきます。



上総地域交流センター前の水汲み場

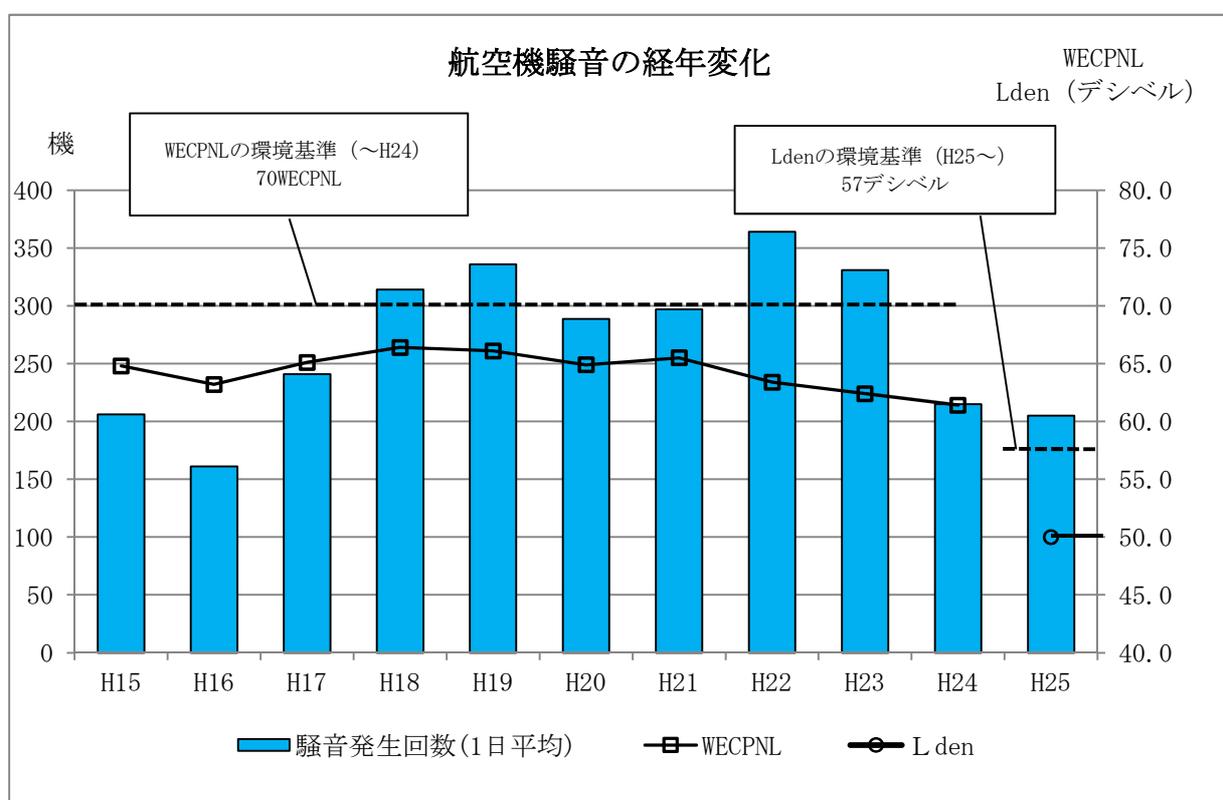
3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下

<騒音・振動>

騒音や振動の影響は地域によって異なり、特に小糸・小櫃地区の道路沿線では、山砂を輸送する大型ダンプカーによる騒音の影響を受けています。

市では、ダンプカーが通行する幹線道路において騒音・振動の測定を行っており、平成 25 年度の測定結果は、内箕輪地先の県道沿いでは昼間・夜間とも「騒音に係る環境基準」(*11)を達成しましたが、末吉地先の県道沿いでは、昼間は環境基準を達成できませんでした。

また、羽田空港に着陸する航空機は、北風時に本市と木更津市の上空を飛行するため、本市では冬季を中心として航空機騒音の影響を受けています。平成 25 年度に実施した八重原小学校、北子安小学校、小糸公民館での測定結果では、「航空機騒音に係る環境基準」(*12)を達成していますが、今後 2020 年(平成 32 年)の東京オリンピックに向けて発着回数の大幅な増加が予測されることを踏まえ、飛行経路や騒音の軽減等について県及び関係市町村で構成する「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」を通じて、国土交通省に改善の申し入れを行っていきます。



(*11) 騒音に係る環境基準

騒音の環境基準は、地域類型に応じて、昼間・夜間の時間帯ごとに定められている。

なお、道路に面する地域については、地域類型と道路の車線数により、昼間・夜間の時間帯ごとに定められている。

(*12) 航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音の環境基準は、昭和48年12月に設定され、騒音に係る環境基準とは別に、地域類型と基準値が定められている。本市は、東京国際空港（羽田空港）について、市の全域が類型指定を受けており、住居系地域及び無指定地域がⅠ類型、商業及び工業系地域がⅡ類型となっている。

基準値には、昭和48年12月から平成25年3月までWECPNLを用いており、Ⅰ類型が70WECPNL、Ⅱ類型が75WECPNLであった。平成25年4月からは、新たにLdenが採用され、基準値はⅠ類型が57デシベル、Ⅱ類型が62デシベルとなった。

<悪臭>

悪臭は、騒音・振動と同様に個人差があり、感覚公害といわれています。

千葉県では、嗅覚測定法の一つである「三点比較式臭袋法」を用いた臭気濃度の指導目標値を設定しています。

本市では、千葉県、木更津市、富津市及び臨海部に立地する企業2社と、環境保全協定を締結しており、工場敷地境界の臭気濃度（*13）については千葉県指導目標値よりも厳しい協定値を設定しています。

なお、本市の平成25年度における悪臭苦情の件数は25件で、公害苦情全体の約4割を占めており、その原因は、ごみなどの野焼きによるものが最も多くなっています。

(*13) 臭気濃度

臭気濃度は、臭気を感じなくなるまで希釈した時の希釈倍数。臭気指数は、これを人間の嗅覚の感覚量と対応させるために対数計算したもの。

<地盤沈下>

千葉県内では、急激な産業の発展、人口の増加に伴う地下水や天然ガスかん水の過剰な採取によって、過去、地盤沈下が急激に進みました。このため、千葉県環境保全条例や君津市環境保全条例によって、揚水施設による地下水の採取を規制しています。平成24年度における市内の地下水の揚水量は、およそ890万 m^3 でした。

地盤沈下の状況については、千葉県が精密水準測量を実施し公表しています。本市での測量調査区域は、君津地区のほぼ全域と小糸地区の一部（中島から大井あたりまで）となっています。平成24年1月の調査では、東北地方太平洋沖地震の影響とみられる地盤沈下が県内全域で見られ、沈下量は4cm以上でした。平成25年1月の調査結果では、君津地域（本市を含めた近隣4市：測量調査区域面積264 km^2 ）では、前年比で2cm以上の沈下はなく、2cm未満の沈下が17 km^2 、沈下の見られない区域が247 km^2 でした。本市域にあっては、ほぼすべての測量地点で、沈下が見られませんでした。

なお、内箕輪地区における地下水汚染の浄化対策に伴う地盤沈下の影響を調査するため、市でも定期的に水準測量を実施しておりますが、これまで浄化対策を原因とした沈下はありませんでした。

4 山砂採取・残土埋立て・廃棄物最終処分場

<山砂採取場>

小糸地区及び小櫃地区の丘陵地には、更新世の堆積層である「上総層群」及び「下総層群」と呼ばれる良質な砂礫層が分布しており、昭和30年代から大規模な山砂採取が行われるようになりました。山砂採取は地場産業として重要な反面、山が掘削され、のり面が崖地となるほか、過去には自噴井戸が枯れるなどの被害がありました。

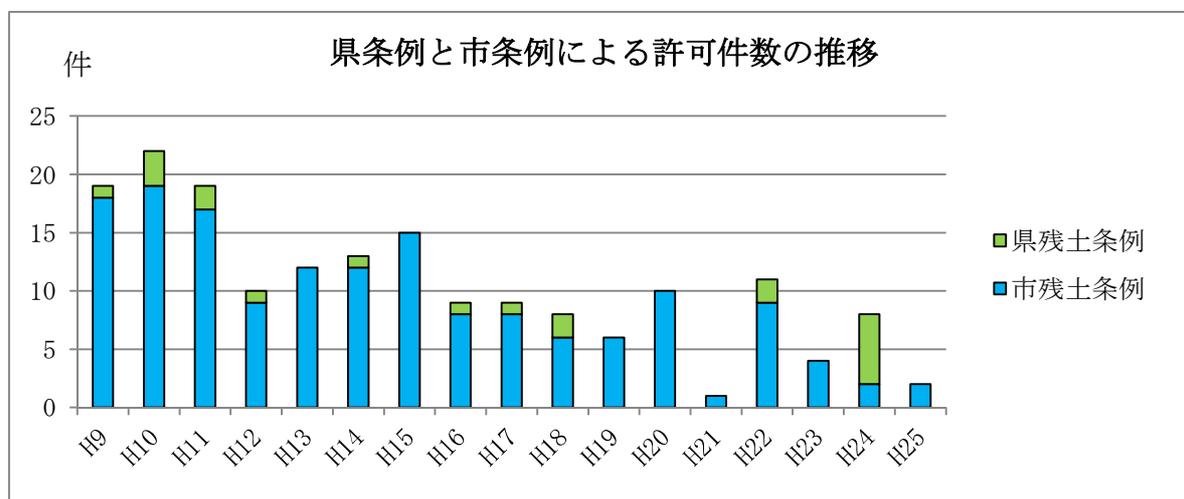
丘陵地全体の豊かな自然環境を取り戻すためには、裸地を森林に再生し、自然環境の修復整備を行う必要があります。

市では、立入調査により搬入状況や沈砂池等の容量を確認するなど、山砂採取場の適正な管理・運営について監視しています。また、事業が終了した山砂採取場についても、復元や緑化の指導を行っています。

<残土埋立て>

500 m²以上の土地の埋立てや盛土、たい積を行う場合には、市または県による「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下、「残土条例」といいます。）」の許可等が必要です。

近年、県内では残土の埋立て事業に起因した災害の発生や、残土への産業廃棄物の混入事案等が問題視されており、特に、大規模な埋立て事業で災害や環境の汚染が発生した場合、市民の健康や財産、生活環境等に重大な被害を及ぼすことが危惧されています。このようなことから、本市では、市残土条例を改正して県残土条例の適用除外規定を受け、土砂の発生から運搬、埋立てまでの一連の監視及び規制を行い、埋立て事業の信頼性と埋立てに使用される土砂の安全性を確保することで、良好な自然環境と快適な生活環境の保全を図っています。



<廃棄物最終処分場>

市内を流れる御腹川の上流部には管理型産業廃棄物最終処分場が設置されており、現在の埋立て容量は200万m³で、今後も事業者により増設が計画されています。

市では、県の立入調査に同行し、覆土状況や遮水シートの接合状況などを確認するほか、「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、排水の監視を行っています。

本市では、田園や里山など、緑や自然の風景が各所で見られます。山砂採取や残土埋立てなどの大規模な開発によって、美しい景観が損なわれることがないように、周辺的环境との調和に十分な配慮を行っていくことが重要です。

5 ごみ減量・リサイクル

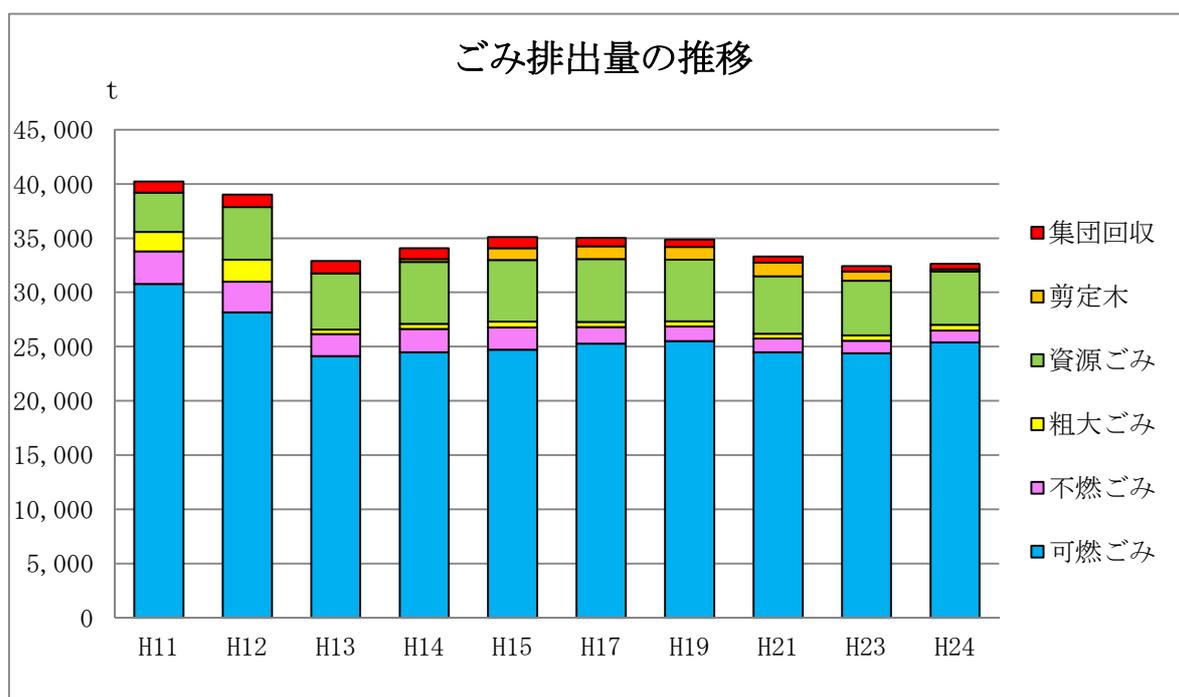
<一般廃棄物処理基本計画>

本市では、平成12年10月からごみのルールを大幅に見直し、指定ごみ袋制の導入、粗大ごみの有料化等を開始しました。この結果、平成13年度の可燃ごみ排出量は、制度開始前の平成11年度に比べ22%の減となりましたが、その後は、微増傾向にあります。平成24年度のごみ（可燃ごみ以外のものも含む）の総排出量は31,798 tで、1人1日あたりに換算すると999 gとなり、平成11年度（1,177 g）に比べ15.1%減少しました。

リサイクルに関しては、14種類に及ぶ資源ごみの分別収集や剪定木の堆肥化事業等によって、平成24年度のごみの再資源化率は28.2%となり、県内自治体の中でも高い水準にあります。

市では、平成26年3月に一般廃棄物処理基本計画を改訂し、平成35年度までに、1人1日あたりのごみ排出量を900 g（平成24年度比約10%減）、再資源化率を29.9%（平成24年度比約1.7ポイント増）とする目標を定めました。

また、現行のごみ処理制度についても、順次見直しを行ってまいります。

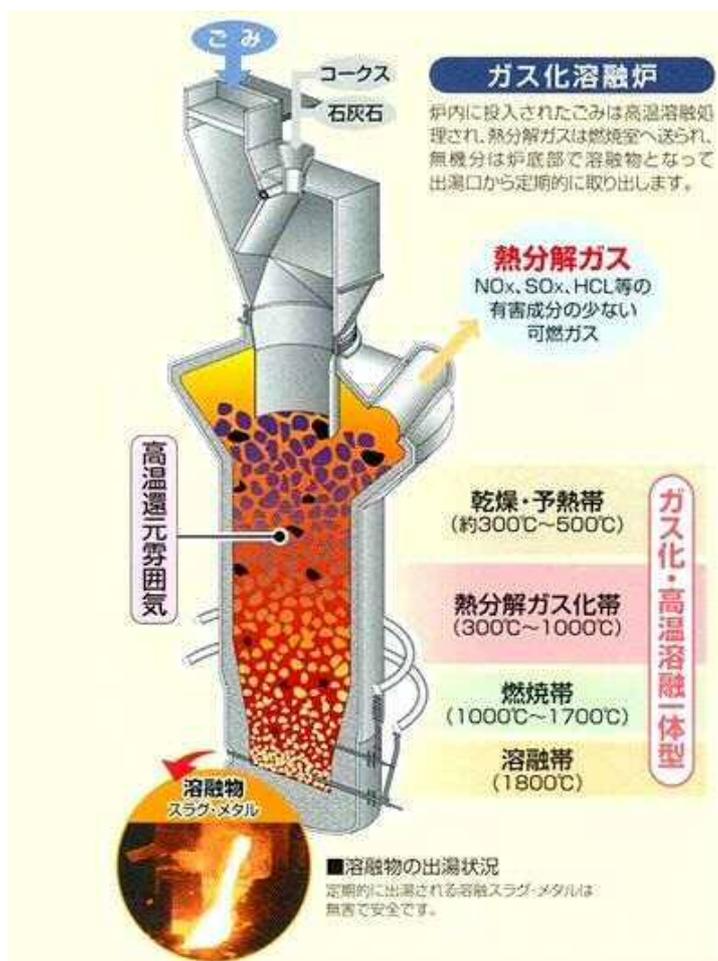


<一般廃棄物の広域処理>

君津地域4市では、ごみの焼却に伴うダイオキシンの発生や施設の建て替え等を検討する中で、一般廃棄物の広域的な処理を行うこととし、4市と民間3社で株式会社かずさクリーンシステムを設立し、平成14年から処理施設を稼働しました。

同施設では、各市で再資源化できないごみ（可燃・不燃・粗大等）を直接熔融炉で処理し、さらに熔融物であるスラグやメタルをリサイクルすることで、最終処分場での埋立て処分量は従来のごみ焼却施設と比べ4分の1程度まで縮減されています。

なお、稼働後10年以上が経過し、設備等の更新時期を迎えることや、協定書による操業期間が平成34年3月までとなっていることから、今後の整備方針等を検討・協議していく必要があります。



熔融炉概要

出典：かずさクリーンシステム HP

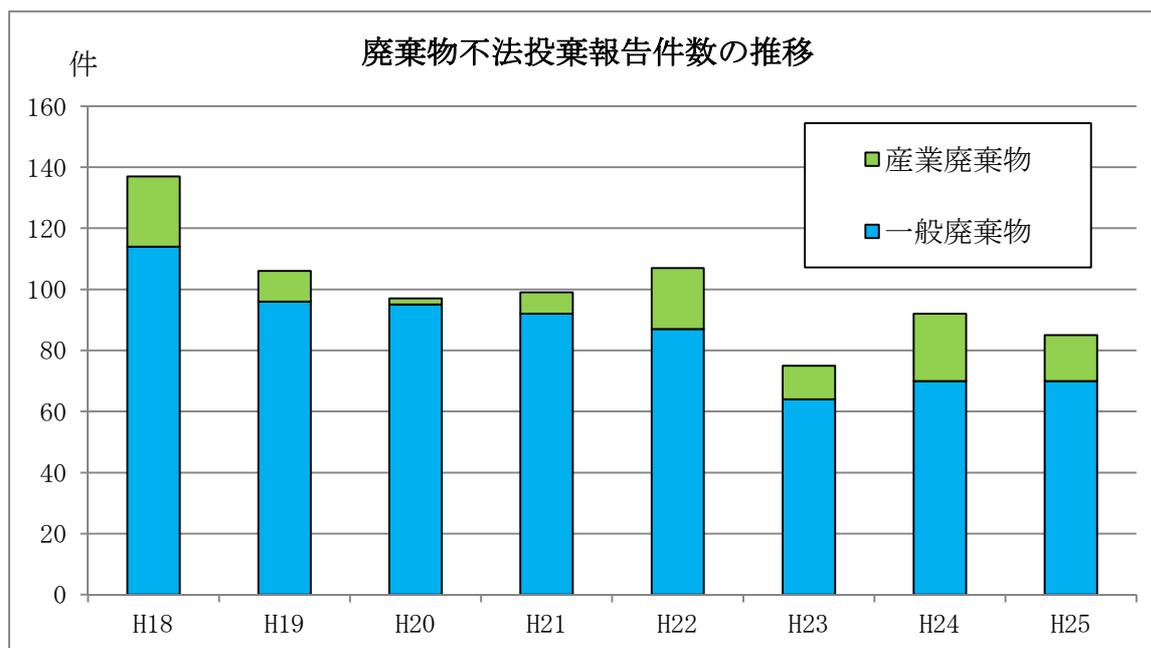
6 不法投棄・環境美化

ごみの不法投棄は、管理の不十分な空き地や空き家、人目につかない山林、道路、河川敷などで多く見られます。また、道路や公園、空き地での空き缶やたばこ等のポイ捨て、ペットのふんの不始末などがあります。

不法投棄やポイ捨て等を防止するためには、雑草等が繁茂しないように管理するなど、日ごろから環境美化に努める必要があります。

市では、元警察官の環境監視員と市民の中から委嘱した不法投棄監視員により巡回監視を実施するとともに、平成 26 年度からは不法投棄多発区域を中心に移動式監視カメラを設置しています。また、不法投棄防止看板の配布や、環境美化推進員やボランティア団体との連携、不法投棄マップの公表により、防止と啓発に努めています。

なお、投棄物の中身や監視カメラの画像から、投棄者が特定される場合は、警察と連携して厳しく対処しています。



7 放射性物質

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故により、セシウム134、セシウム137などの放射性物質が広い範囲に飛散しました。

国は「除染に関する緊急実施基本方針」において、追加被ばく線量の長期的な目標を年間1ミリシーベルト以下としました。これを屋外活動の放射線被ばく量に換算すると、毎時0.23マイクロシーベルト未満となります。

本市は、福島原発から約250km離れていますが、放射性物質に対して不安を持つ市民も多いことから、平成24年4月からは、希望する家庭を訪問し、庭先などの空間放射線量の測定を行っています。

公共施設等の空間放射線量についても測定を実施しており、平成26年3月までに、部分的に毎時0.23マイクロシーベルト以上となった場所については、すべて除染作業を行いました。

水道水と学校給食食材については、これまで放射性物質の濃度が基準値を超えたことはありません。

農産物等については、原木しいたけとイノシシ肉で国の基準(100ベクレル/kg)を超える値が検出されました。このため、原木しいたけについては、出荷制限を受けていましたが、平成26年10月14日からは、適正な栽培管理を行い安全性が確認されたもののみ出荷制限が解除されました。また、イノシシ肉については、獣肉処理加工施設で処理されたもので、放射性物質の全頭検査を行い、安全が確認されたもののみ流通させています。

市内の管理型産業廃棄物最終処分場には、福島原発事故以降、1kg当たり8千ベクレル以下の放射性物質を含む下水道汚泥や焼却灰などが搬入されていますが、排水の水質検査の結果では、放射性物質は検出されていません。

放射線量の定点測定結果

(単位：マイクロシーベルト/時)

測定月 測定地点	平成23年度				平成25年度			
	7月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
保健福祉センター	0.12	0.11	0.11	0.10	0.08	0.08	0.07	0.08
小糸公民館	0.10	0.10	0.10	0.10	0.07	0.06	0.06	0.07
清和公民館	0.07	0.07	0.07	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05
小櫃公民館	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05
消防署上総分署	0.07	0.07	0.08	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05

※1 ミリシーベルト=1,000 マイクロシーベルト

8 地球温暖化対策・省エネルギー

石油、電気やガスなどのエネルギー使用量は、暮らしの豊かさに比例して増大してきました。一方で、原料である石油、石炭などの燃焼によって大量の温室効果ガス（*14）が排出され、地球温暖化が大きな社会問題となっています。

このため、化石燃料主体のエネルギー利用から、負荷をかけないエネルギーへの転換と、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済構造やライフスタイルの見直しが急務となっています。

市では、平成24年3月に策定した「第3次君津市地球温暖化対策実行計画」により、市の事務事業から発生する温室効果ガスを、平成22年度を基準として平成28年度までに5%削減することを目指すほか、平成26年4月から運用を開始した「君津市環境マネジメントシステム」により、市のすべての公共施設において、職員研修や内部環境監査による継続的な環境負荷の低減に努めています。



太陽光パネルが設置された生涯学習交流センター

また、公共施設にLED照明などを導入し、消費電力の低減に努めるほか、太陽光発電システム等を設置する市民に対して設置費の一部を補助するなど、省エネ設備の導入及びクリーンエネルギー（*15）の活用を推進しています。

さらに近年は、次世代自動車（*16）が市場に出回るようになり、温室効果ガスの削減や燃料の石油代替が期待されています。市では、車両更新時に次世代自動車を購入するなど、公用車の低公害化を進めています。今後、一般家庭にも次世代自動車を普及させるため、国や県の動向を視野に入れ、検討を行っていくこととします。

（*14）温室効果ガス

温室効果ガスは、地表面から生じる赤外線の放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させる気体の総称であり、地球温暖化の原因とされている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素が削減対象となっている。

(*15) クリーンエネルギー

一般的に、太陽光などの再生可能エネルギーのほか、燃料電池や天然ガスなども含んだ、有害物質の排出量が少ないエネルギーを指す。本計画では、太陽光発電システムや家庭用燃料電池システム（エネファーム）を総称してクリーンエネルギーとしている。

(*16) 次世代自動車

次世代自動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、ハイブリッド自動車(HV)、天然ガス自動車(NGV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、燃料電池自動車(FCV)の総称である。

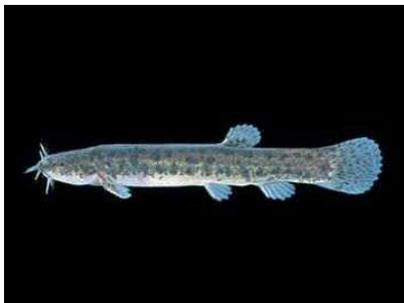
9 生物多様性・自然保護

<動物>

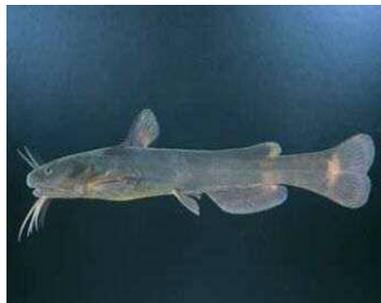
本市は、本州中部地方の平地に見られる種に加えて、房総半島が黒潮の影響により比較的温暖であることや、地形や地質の歴史により、独特の動物相を有しています。

南東部の丘陵地は房総丘陵と呼ばれ、ホトケドジョウやギバチ（千葉県動物版レッドデータブック記載種）などの生息域となっていますが、生息環境は急速に悪化しています。

また、水棲昆虫の1種であるシャープゲンゴロウモドキが確認されていますが、平成23年に同種が種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されたため、捕獲や譲り渡しなどが禁止されました。



ホトケドジョウ



ギバチ



シャープゲンゴロウモドキ

出典：千葉県レッドデータブック

出典：君津市史自然編

生物が減少する理由としては、埋め立てや土地の造成、森林伐採、ダム建設、水質悪化などによる生息環境の破壊が挙げられますが、人が手を入れることによって存続していた里山の環境に生息していた種は、耕作放棄や雑木林の荒廃などでも大きな影響を受けることから、人の手による生息環境の保全も必要となる場合があります。

また、南部の森林地帯を中心に、シカ、イノシシ、サルなどの野生哺乳類が生息しており、これらの野生動物による農作物被害も出ています。被害の拡大の原因は、動物の個体数が増えたこともありますが、広葉樹の減少により、山に餌がなくなったことも原因と考えられています。植林地を豊かな森に戻すなど、生息環境の改善をしつつ、個体数を地域の適正な数に管理していくことが大切です。

なお、外来生物法に基づき特定外来生物に指定されているアライグマなどの外来種（*17）も多く確認されており、在来種の生態系に影響を与えていることから、場合によっては駆除していく必要があります。

<植物>

本市の植物相は、北西部の小糸川下流域、これより南東の鹿野山～万田野を結ぶ線までの中西部、鹿野山～万田野を結ぶ線より南部の房総丘陵地域の3つの地域に分けられます。北西部の小糸川下流域ではハンゲショウやミツガシワといった北総系の植物が見られ、中西部地域ではカタクリやイチリンソウなどの北方系の植物が見られます。房総丘陵地域では、ヒメコマツ、ツガ、ヒカゲツツジなど関東山地に見られる種が多くなっています。

植物の分布は人の生活の影響を受けることもあります。東京湾側の台地はマテバシイの人工林となっているほか、中西部地域は、かつては焼畑や薪炭林としての利用があり、近年はスギ、ヒノキの植林が多くなっています。

土地の開発や乱獲、谷津田の放棄により、アワチドリやヒメコマツのように絶滅に近づいている種も多くあります。ヒメコマツは、他県においては標高1,000m以上に見られる種ですが、千葉県では標高200～300mで確認されており、この現象を「垂直分布の寸詰まり現象」と呼んでいます。

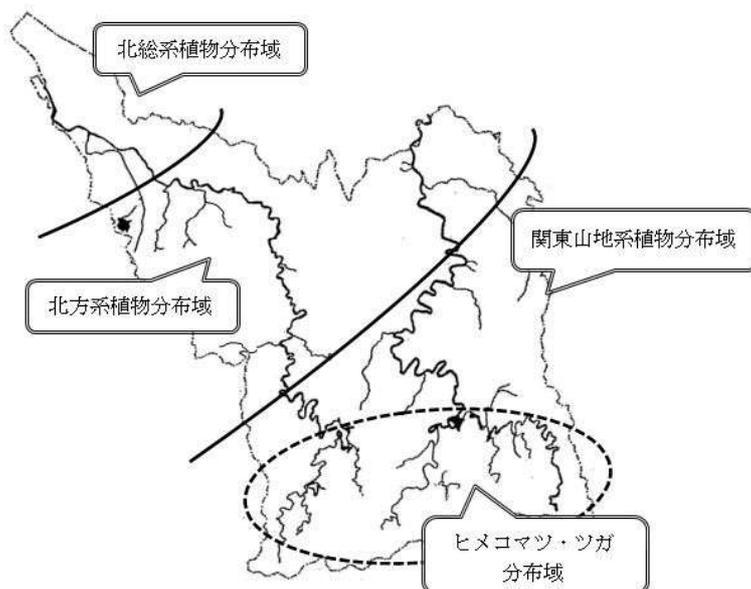
また、「生物多様性ちば県戦略」では、ヒメコマツと動物のシャープゲンゴロウモドキを、千葉県の生物多様性を象徴する種として取り上げられています。どちらも、県内ではごく限られた地域にしか確認されていませんが、生息域の大部分が本市に属しています。

動物と同様、植物でもセイタカアワダチソウをはじめとした外来種が見られ、とりわけ外来生物法に基づき特定外来生物に指定されているオオキンケイギクなどの侵略的な外来種が今後とも増えていくことが予想されます。



ヒメコマツ

出典：千葉県レッドデータブック



<自然保護地区>

本市は、県内有数の豊かな自然に恵まれた地域であることから、貴重な動植物が失われることのないよう、保護していくことが大切です。

市では、昭和 52 年 4 月に「君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。

同条例により、郷土的または歴史的的特色のある自然環境や良好な緑地など、その地区における自然環境を保護することが特に必要なものを自然保護地区として指定しています。

自然保護地区の指定状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

所在地	指定年月日	指定面積 (㎡)
中野 御霊神社	昭和 52 年 12 月 1 日	3,790
北子安 菅原神社	昭和 53 年 7 月 1 日	4,131
南子安 子安神社	昭和 53 年 12 月 1 日	1,335
久保 大宮神社	昭和 57 年 4 月 1 日	2,107
山滝野	平成 6 年 4 月 1 日	1,319
宿原 三島神社	平成 19 年 4 月 1 日	13,537
合計		26,219

<緑化協定>

公害または災害の防止など生活環境を維持するために、市では、一定面積以上の土地を保有する土地所有権者等と協議のうえ、緑化に関する協定を締結しています。

緑化協定締結状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

	件数	開発面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)
君津地区	9	10,240,790.89	1,242,184.10
小糸地区	9	325,222.08	176,958.10
小櫃地区	1	26,005.00	4,500.00
上総地区	1	6,000.00	1,300.00
計	20	10,598,017.97	1,424,942.20

<保存樹木>

市では、良好な環境の確保や美観風致の維持といった観点から、市内にある樹木または樹林を保存樹木として指定しています。

保存樹木の指定状況

(平成26年3月31日現在)

所在地	指定年月日	樹木名
下湯江 法巖寺	昭和 52 年 12 月 1 日	イチョウ
奥米	昭和 52 年 12 月 1 日	スダジイ
山本 円明院	昭和 52 年 12 月 1 日	カヤ
末吉	昭和 53 年 4 月 1 日	ヤマモモ
大坂 岩田寺	昭和 55 年 4 月 1 日	イヌマキ
久保 大宮神社	昭和 57 年 4 月 1 日	スダジイ
黄和田畑 春日神社	昭和 62 年 4 月 1 日	スギ
久留里大谷 八坂神社	平成 2 年 4 月 1 日	ケヤキ
戸崎	平成 2 年 4 月 1 日	スダジイ
山本 船塚神社	平成 3 年 4 月 1 日	ヤマザクラ
山滝野	平成 3 年 4 月 1 日	マテバシイ
坂畑	平成 5 年 4 月 1 日	ケヤキ
坂畑	平成 5 年 4 月 1 日	ケヤキ
辻森	平成 9 年 4 月 1 日	ツバキ
久留里市場	平成 19 年 4 月 1 日	イチョウ
加名盛	平成 19 年 4 月 1 日	カヤ
上湯江	平成 20 年 4 月 1 日	ケヤキ
糸川	平成 20 年 4 月 1 日	タブノキ
内箕輪	平成 20 年 4 月 1 日	タブノキ
三直 八雲神社	平成 21 年 4 月 1 日	スギ
馬登 白山神社	平成 22 年 4 月 1 日	スダジイ
寺沢	平成 23 年 4 月 1 日	ケヤキ
寺沢	平成 23 年 4 月 1 日	ケヤキ
浜子	平成 24 年 4 月 1 日	カヤ

10 環境学習

より良い環境づくりを進めるためには、市民一人ひとりの行動が、地域をはじめとして地球全体の環境にまで影響を与えていることを認識することが大切です。このため、身近なところから環境問題に積極的に取り組めるよう、学習機会の拡大を図る必要があります。

市では、「まちづくりふれあい講座」の中で環境問題に関する講座を設けており、申請のあった団体に対し、職員が講師となって、ごみ問題や水質汚濁、地球温暖化対策などあらゆる環境問題についての説明を行っています。

また、子どもたちの環境を大切にすることを育むため、平成17年度から「エコスクールきみつ」の認定制度を行っています。この制度は、ISO14001の要素を取り入れ、児童、生徒及び教職員が自主的に環境にやさしい学校づくりを行う仕組みであり、平成22年度までに市内のすべての小中学校で認定を終えています。



児童が作成した節水を促すポスター
(エコスクールきみつの取組み)

第3章 めざす環境像と具体的な取組項目

1 めざす環境像

平成25年3月に策定した「君津市まちづくり構想」では、将来都市像を「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ」とし、5つの基本目標を掲げています。このうち、防災・生活安心・環境分野では、「安全安心に暮らせる自然と共生するまち」を基本目標とし、環境保全に関しては、澄んだ空、清らかな水、緑豊かな自然、快適な住環境を守るために、環境に配慮した行動を率先して実行するとともに、環境への負荷が少ないクリーンエネルギーの導入を推進することを基本施策としました。

こうしたことから、環境基本計画がめざす本市の環境像については、次のとおりとします。

澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ

2 具体的な取組項目

今日の環境問題の解決のためには、市（行政）が単独で取り組むのではなく、市民・事業者の協力・連携が不可欠です。環境基本計画がめざす環境像を具体化していくため、次のとおり基本方針と具体的な取組項目を定めます。

なお、平成26年1月に市民・事業者における環境配慮行動の実施状況についてアンケート調査を行った結果、多くの市民・事業者が、ごみの分別や省エネルギー（冷暖房の適切な温度設定等）の取組みを実施していることがわかりました。

※アンケート結果の詳細は、資料編に掲載しています。

環境像	基本方針	具体的な取組項目		
		市（行政）の取組み	市民の取組み	事業者の取組み
澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ	① 澄んだ空を守ります (大気汚染)	◆大気環境の常時監視 ◆環境保全協定に基づくばい煙等の監視 ◆山砂の輸送に伴う粉じん等の調査	◆野焼きを行わない ◆エコドライブの実施	◆エコドライブの実施 ◆ばい煙発生施設の管理 ◆山砂ダンプからの粉じんの飛散防止
	② 清らかで豊富な水資源を守ります (水質汚濁・地下水汚染)	◆河川等の水質調査 ◆環境保全協定に基づく工場排水の監視 ◆合併処理浄化槽の普及促進 ◆浄化槽の適正管理に関する啓発 ◆地下水汚染の浄化と監視	◆節水に努める ◆油や食べ残しを排水溝へ流さない ◆洗剤の適正利用 ◆農業や化学肥料等の適正使用 ◆合併処理浄化槽への転換等 ◆浄化槽の適正管理	◆節水に努める ◆排水の水質測定と排水処理施設の管理 ◆排水処理施設の点検
	③ 快適な住環境を保全します (騒音・振動・悪臭・地盤沈下)	◆工場騒音や航空機騒音等の調査規制 ◆工場や事業場などの振動の調査規制 ◆山砂輸送に伴う騒音等の調査 ◆悪臭発生源の特定と原因者への指導	◆揚水施設の設置規制 ◆揚水量の調査 ◆水準測量の実施	◆カラオケ等の音量や時間帯への配慮 ◆ペットの鳴き声などの配慮 ◆カラオケ等の音量や時間帯への配慮 ◆事業活動に伴う騒音等の軽減 ◆低騒音型機器の導入や防音・防振設備の設置 ◆地下水の過剰な汲み上げの抑制
	④ 緑あふれるまちへ再生します (山砂採取・残土埋立て・廃棄物最終処分場)	◆山砂採取場跡地の復元・緑化の指導 ◆残土事業場と廃棄物最終処分場の搬入状況の監視調査や管理運営の指導 ◆山砂採取場と残土事業場の排水の監視	◆廃棄物最終処分場の排水の監視	◆土砂の崩落や流出の防止 ◆廃棄物の適正処理や残土の有効活用 ◆裸地等の緑化及び自然環境の修復 ◆周辺の景観への配慮
	⑤ 資源循環型のまちをつくり (ごみ減量・リサイクル)	◆ごみの排出量の削減 ◆ごみの再資源化率の向上 ◆ごみ減量とリサイクルの推進のための啓発活動の実施	◆ごみの減量化 ◆ごみ分別やリサイクルの実施 ◆エコバッグの持参 ◆簡易包装商品の選択 ◆環境に配慮した商品の選択	◆ごみの減量化 ◆ごみ分別やリサイクルの実施 ◆紙の使用削減 ◆プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルの推進
	⑥ きれいなまちをつくり (不法投棄・環境美化)	◆不法投棄監視活動の実施 ◆不法投棄マップの作成・公表 ◆散乱ごみ一掃クリーン作戦の実施 ◆環境美化推進ボランティアの育成	◆空き地等の適正管理の啓発	◆ポイ捨て（不法投棄）をしない ◆ペットのふんを持ち帰る ◆土地や建物の管理の徹底 ◆地域の美化活動等への参加・協力 ◆土地や建物の管理の徹底 ◆地域の美化活動等への参加・協力
	⑦ 安心・安全なまちを目指します (放射性物質)	◆公共施設の空間放射線量の測定 ◆水道水、学校給食食材、農産物等の安全性の確認	◆一般家庭の空間放射線量の測定 ◆廃棄物最終処分場の排水の検査 ◆放射性物質に関する情報提供	◆放射性物質に関する正しい知識の取得 ◆放射性物質濃度の値などの情報収集 ◆放射性物質に関する正しい知識の取得 ◆放射性物質濃度の値などの情報収集
	⑧ 未来に向けた環境づくりに 取り組みます (地球温暖化対策・省エネルギー)	◆市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減 ◆環境マネジメントシステムによる継続的な環境負荷の低減 ◆市の施設への省エネ設備の導入 ◆一般住宅におけるクリーンエネルギーの導入促進	◆冷暖房の適正な温度設定 ◆部屋の照明などをこまめに消す ◆自動車の利用を控える ◆なるべく公共交通機関を利用する ◆エコドライブの実施 ◆省エネ型電化製品の購入 ◆クリーンエネルギーの導入 ◆エコマーク製品等の購入	◆事業所内の省エネ化 ◆温室効果ガス排出量の把握 ◆エコドライブの実施 ◆省エネ型電化製品の購入 ◆クリーンエネルギーの導入 ◆エコマーク製品等の購入
	⑨ さまざまな生き物の住む環境を 保全します (生物多様性・自然保護)	◆丘陵地の樹林の保全 ◆動植物の生息環境等の情報提供 ◆野生動植物の保護に関する啓発 ◆保存樹木の指定と維持管理の支援	◆緑化協定の締結	◆自然や生き物に関心を持つ ◆動植物などをむやみに捕獲・採取しない ◆外来生物を見かけたら市に情報提供する ◆事業所周辺の自然環境に配慮する ◆自然や生物に配慮した開発行為 ◆事業所・工場内における緑化の適正化
	⑩ 環境への意識を育みます (環境学習)	◆「エコスクールきみつ」の推進 ◆市民に対する環境学習の機会の提供 ◆環境に関する情報の発信	◆環境教育、環境学習に協力する ◆市の環境学習講座を利用する ◆環境イベント等に参加する ◆環境に関する情報交換	◆社員に対する環境教育の実施 ◆環境目標やガイドライン等の設定

(1) 大気汚染

<市（行政）の取組み>

- ◆ 大気環境の常時監視を行います。
- ◆ 環境保全協定に基づき、臨海部事業場のばい煙等の監視を行います。
- ◆ 山砂の輸送に伴う粉じん等の調査を行います。

<市民の取組み>

- ◆ 野焼きはやめましょう。
- ◆ 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどエコドライブを実施しましょう。

<事業者の取組み>

- ◆ 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどエコドライブを実施しましょう。
- ◆ ばい煙濃度などを定期的に測定し、ばい煙発生施設の管理を徹底しましょう。
- ◆ 山砂ダンプカーからの粉じんを飛散させないようにしましょう。



大気汚染測定局（俵田）

(2) 水質汚濁・地下水汚染

<市（行政）の取組み>

- ◆ 河川・湖沼・海域の水質調査を行います。
- ◆ 環境保全協定に基づき、臨海部事業場の排水の監視を行います。
- ◆ 合併処理浄化槽への転換等、家庭での水質浄化対策の普及に努めます。
- ◆ 浄化槽の適正管理に関する啓発に努めます。
- ◆ 有害物質による地下水汚染の浄化と監視を行います。

<市民の取組み>

- ◆ 節水に努めましょう。
- ◆ 油や食べ残しを排水溝へ流さないようにしましょう。
- ◆ 洗剤の適正利用に努めましょう。
- ◆ 農薬や化学肥料などの適正使用に努めましょう。
- ◆ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図りましょう。
- ◆ 浄化槽を適正に維持管理しましょう。

<事業者の取組み>

- ◆ 節水に努めましょう。
- ◆ 排水の水質を定期的に測定し、排水処理施設の管理を徹底しましょう。
- ◆ 排水処理施設の定期的な点検を行いましょう。



採水風景

(3) 騒音・振動・悪臭・地盤沈下

＜市（行政）の取組み＞

- ◆ 工場騒音や航空機騒音等の調査、規制を行います。
- ◆ 工場や事業場などの振動の調査、規制を行います。
- ◆ 山砂輸送に伴う沿道の騒音、振動、交通量の調査を行います。
- ◆ 悪臭の発生源の特定に努め、原因者に指導を行います。
- ◆ 揚水施設の設置の規制を行います。
- ◆ 地下水の過剰摂取を防ぐため、揚水量の調査を行います。
- ◆ 地下水汚染対策に伴う地盤沈下を監視するため、水準測量を行います。

＜市民の取組み＞

- ◆ カラオケや音響機器を使用するときは、音量や時間帯に配慮しましょう。
- ◆ ペットの鳴き声などに配慮しましょう。

＜事業者の取組み＞

- ◆ カラオケや音響機器を使用するときは、音量や時間帯に配慮しましょう。
- ◆ 事業活動に伴う騒音、振動、悪臭を軽減し、周辺に影響しないよう配慮しましょう。
- ◆ 低騒音型機器の導入や防音・防振設備の設置等に努めましょう。
- ◆ 地下水の過剰な汲み上げをしないようにしましょう。



騒音測定風景

(4) 山砂採取・残土埋立て・廃棄物最終処分場

＜市（行政）の取組み＞

- ◆ 事業者には山砂採取場跡地の復元・緑化を行うよう指導します。
- ◆ 残土事業場と産業廃棄物最終処分場について、搬入状況の監視・調査を行い、適正な管理・運営がされるよう指導します。
- ◆ 山砂採取場と残土事業場の排水の監視を行います。
- ◆ 水道水源条例(※)に基づき、産業廃棄物最終処分場の排水の監視を行います。

※水道水源条例…君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

＜事業者の取組み＞

- ◆ 土砂の崩落や流出などが起こらないよう、適正な管理・運営を行いましょう。
- ◆ 廃棄物の適正処理や残土の有効活用に努めましよう。
- ◆ 裸地や埋立地については速やかに緑化し、自然環境の修復に努めましよう。
- ◆ 周辺の景観に配慮した事業の実施に努めましよう。



山砂採取場

(5) ごみ減量・リサイクル

<市（行政）の取組み>

- ◆ ごみの排出量の削減に取り組みます。
- ◆ ごみの再資源化率の向上に努めます。
- ◆ ごみの減量化やリサイクルを推進するため、啓発活動に努めます。

<市民の取組み>

- ◆ ごみの減量化を心がけましょう。
- ◆ ごみの分別やリサイクルに努めましょう。
- ◆ 買い物にはエコバッグを持参しましょう。
- ◆ できるだけ簡易包装商品を選びましょう。
- ◆ エコマークのついた商品や詰替え型など、環境に配慮した商品を選びましょう。

<事業者の取組み>

- ◆ ごみの減量化を心がけましょう。
- ◆ ごみの分別やリサイクルに努めましょう。
- ◆ 紙の使用削減に関する取組みをしましょう。
- ◆ プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めましょう。



小中学生が描いた分別等を促すポスター

(6) 不法投棄・環境美化

＜市（行政）の取組み＞

- ◆ 不法投棄を防止するため、監視活動を実施します。
- ◆ 不法投棄マップを作成し、公表します。
- ◆ 散乱ごみ一掃クリーン作戦を実施します。
- ◆ 環境美化推進ボランティアの育成を行います。
- ◆ 空き地等の適正管理の啓発を行います。

＜市民の取組み＞

- ◆ ごみやたばこのポイ捨て（不法投棄）はやめましょう。
- ◆ ペットのふんは持ち帰りましょう。
- ◆ 使わない土地や建物が周辺に影響を及ぼさないよう、管理を徹底しましょう。
- ◆ 地域の環境保全活動（清掃、美化活動・植樹への募金等）などに積極的に参加、協力しましょう。

＜事業者の取組み＞

- ◆ 使わない土地や建物が周辺に影響を及ぼさないよう、管理を徹底しましょう。
- ◆ 地域の環境保全活動（清掃、美化活動・植樹への募金等）などに積極的に参加、協力しましょう。



不法投棄された家電等

(7) 放射性物質

<市（行政）の取組み>

- ◆ 市内の公共施設の空間放射線量を測定します。
- ◆ 一般家庭の空間放射線量を測定します。
- ◆ 水道水、学校給食食材、農産物等の放射性物質の検査を実施し、安全性を確認します。
- ◆ 産業廃棄物最終処分場の排水の放射性物質の検査を実施します。
- ◆ 放射性物質に関する各種情報や知識を市民に周知します。

<市民の取組み>

- ◆ 放射性物質に関して理解を深め、正しい知識を身につけましょう。
- ◆ 放射性物質濃度の値などについて情報を収集しましょう。

<事業者の取組み>

- ◆ 放射性物質に関して理解を深め、正しい知識を身につけましょう。
- ◆ 市が測定した放射性物質濃度の値などについて情報を収集しましょう。



空間放射線量測定風景

(8) 地球温暖化対策・省エネルギー

<市（行政）の取組み>

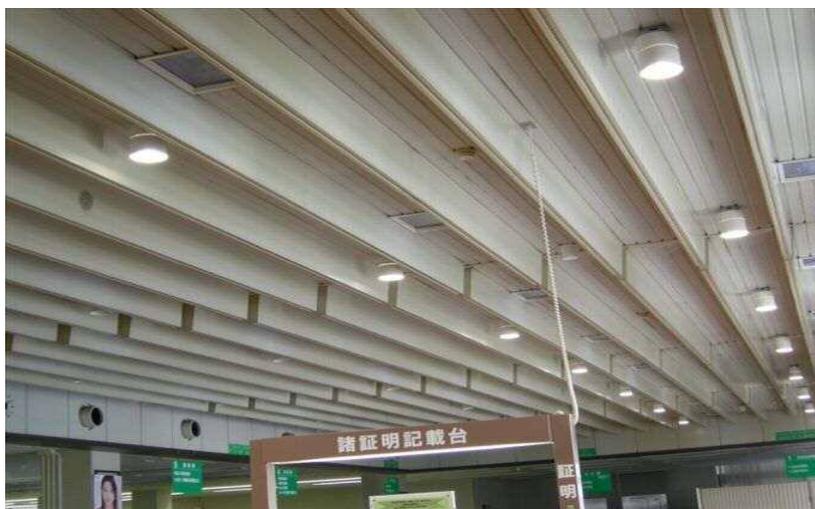
- ◆ 地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業に係る温室効果ガス排出量を削減します。
- ◆ 君津市環境マネジメントシステムにより、継続的な環境負荷の低減に努めます。
- ◆ 市の施設について、省エネ設備の導入に努めます。
- ◆ 一般住宅におけるクリーンエネルギー（太陽光発電システム等）の導入を促進します。

<市民の取組み>

- ◆ 冷暖房は適正な温度に設定しましょう。
- ◆ 部屋の照明などをこまめに消しましょう。
- ◆ 近くの外出には自動車を利用しないようにしましょう。
- ◆ 外出時にはなるべく公共交通機関を利用しましょう。
- ◆ 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどエコドライブを実施しましょう。
- ◆ 電化製品を購入する際は、省エネ型のものを選びましょう。
- ◆ 太陽光発電などクリーンエネルギーを導入しましょう。
- ◆ 環境負荷の小さい機器の導入やエコマーク製品等を積極的に購入しましょう。

<事業者の取組み>

- ◆ 事業所内で省エネルギー活動（こまめな消灯など）に取り組みましょう。
- ◆ 自社の温室効果ガス排出量を把握しましょう。
- ◆ 駐停車時は自動車のエンジンを切るなどエコドライブを実施しましょう。
- ◆ 電化製品を購入する際は、省エネ型のものを選びましょう。
- ◆ 太陽光発電などクリーンエネルギーを導入しましょう。
- ◆ 環境負荷の小さい機器の導入やエコマーク製品等を積極的に購入しましょう。



LED 照明の導入（市役所本庁舎）

(9) 生物多様性・自然保護

<市（行政）の取組み>

- ◆ 丘陵地の樹林を保全します。
- ◆ 動植物の生息・生育環境などの情報提供に努めます。
- ◆ 野生動植物の保護に関する市民の意識を高めます。
- ◆ 保存樹木の指定を促進し、維持管理のための支援を行います。
- ◆ 緑化協定を締結し、工場、事業所の緑化に努めます。

<市民の取組み>

- ◆ 身の回りの自然や生き物について関心を持ちましょう。
- ◆ 動植物などは、むやみに捕獲・採取しないようにしましょう。
- ◆ 外来生物を見かけたら、市に情報提供しましょう。

<事業者の取組み>

- ◆ 事業所周辺の自然環境に配慮し、保全活動を行いましょう。
- ◆ 新たな開発は、自然や生物の保護、保全に配慮しましょう。
- ◆ 緑地の確保など、事業所・工場内での緑化の適正化に努めましょう。



末吉のヤマモモ（市指定保存樹木）

(10) 環境学習

<市（行政）の取組み>

- ◆ 「エコスクールきみつ」の取組みにより、小中学生への環境教育を推進します。
- ◆ 市民に対し、環境学習の機会の提供に努めます。
- ◆ 環境に関する情報を発信し、市民の意識や関心を高めます。

<市民の取組み>

- ◆ 学校が行う環境教育、環境学習に協力しましょう。
- ◆ 市が実施する環境学習講座を積極的に利用しましょう。
- ◆ 事業者や市民団体等が実施する環境イベント等に積極的に参加しましょう。
- ◆ 地域の活動や市民団体の活動の中で、環境に関する情報を交換しましょう。

<事業者の取組み>

- ◆ 社員に対する環境教育を実施しましょう。
- ◆ 事業活動に関わる環境目標や環境保全ガイドラインなどを設定しましょう。



エコキャップの回収
(エコスクールきみつの取組み)

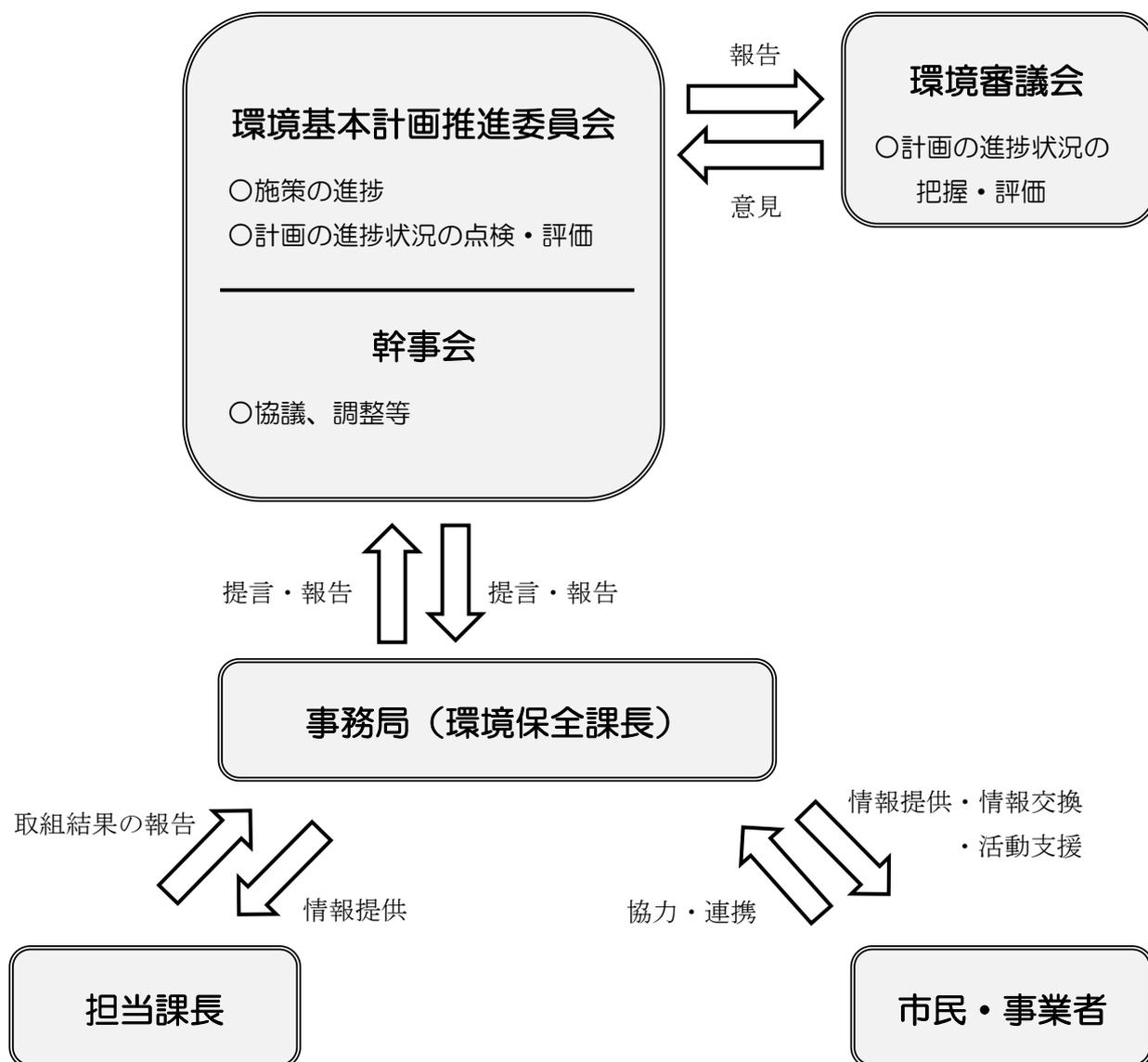
第4章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

環境基本計画に基づき、環境に関わるさまざまな施策を効果的に進めていくためには、計画の進行状況を把握・評価し、その後の施策に反映させることが必要です。

また、策定後の環境の変化などを整理し、新たな課題へ対応することも必要となります。

そのため、本市では以下のような推進体制により計画の評価と見直しを行います。



◆環境審議会

市長は、推進委員会の会議を経て、必要に応じて君津市環境審議会に報告します。環境審議会は、報告内容を審議し、市長に対して意見を具申します。また、本計画に基づく各環境施策の実施、進捗状況について、助言や提言を行います。

◆環境基本計画推進委員会

各部の部長等で構成され、市長を委員長とします。事務局から報告された各主体の取組結果を踏まえ、計画の進捗状況の点検、評価を行うほか、計画の見直しの際は、素案の審議を行います。なお、協議、調整等のため、下位組織として幹事会を置きます。

◆事務局（環境保全課）

市（行政）から市民、事業者に対し、環境に関する情報提供や情報交換、活動支援を行うとともに、環境行政への協力、連携を促します。

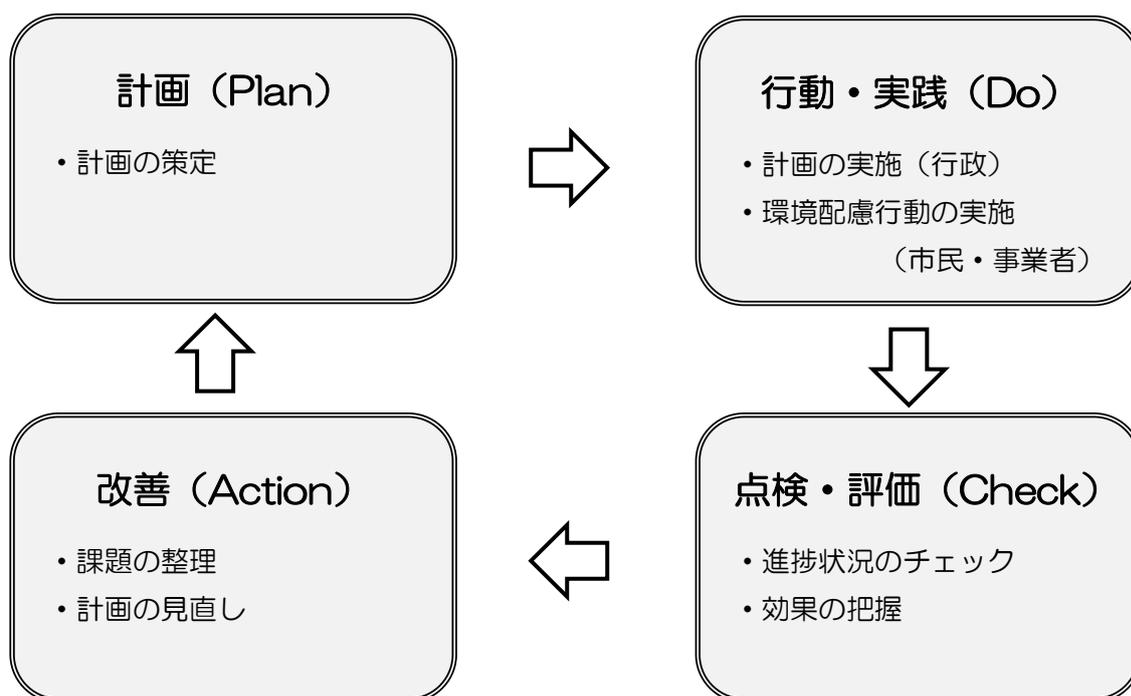
各主体の取組状況を把握し、環境基本計画推進委員会に報告するとともに、ホームページで公表します。また、見直しの際の素案作成を行います。

2 計画の進行管理

市（行政）の取組については、担当課長が毎年度の目標を設定し、取組項目は目標に対する達成度で評価します。

市民及び事業者の取組については、概ね3年に1回アンケート調査を実施し、環境配慮行動の実施状況等の把握に努めます。

計画の見直しについては、アンケート調査の結果等を踏まえ、必要に応じて実施します。



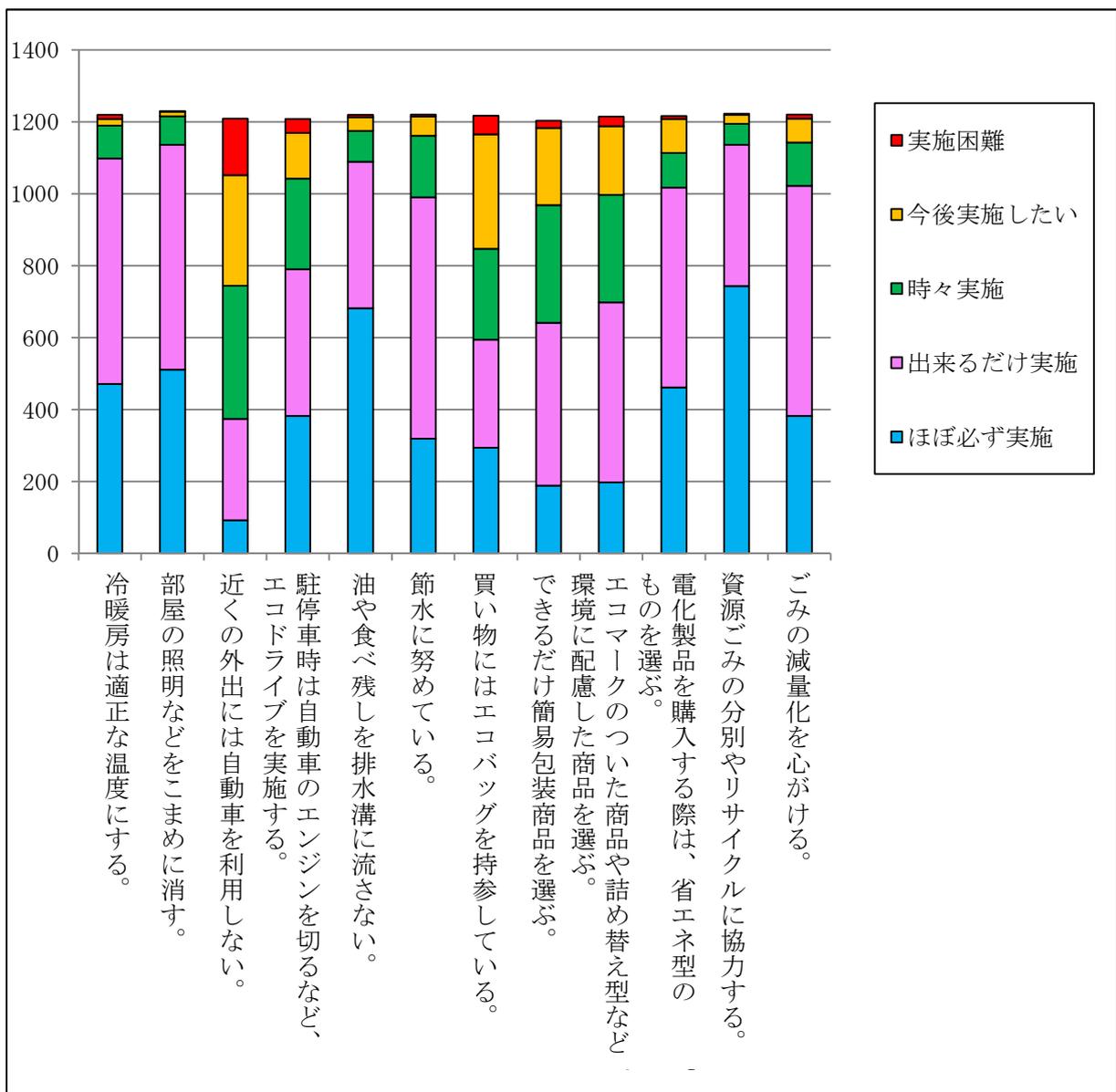
資 料 編

市民・事業者における環境配慮行動の実施状況
 (第2次君津市環境基本計画の策定に係るアンケート調査結果)

<市民編>

- 1 対象者 小学1年生・中学2年生の子どもを持つ家庭、公民館来館者
 2 回収率 65.3% (配布数：2,007部、回収数：1,311部)

市民の日常生活における環境問題への取組状況 (単位：人)



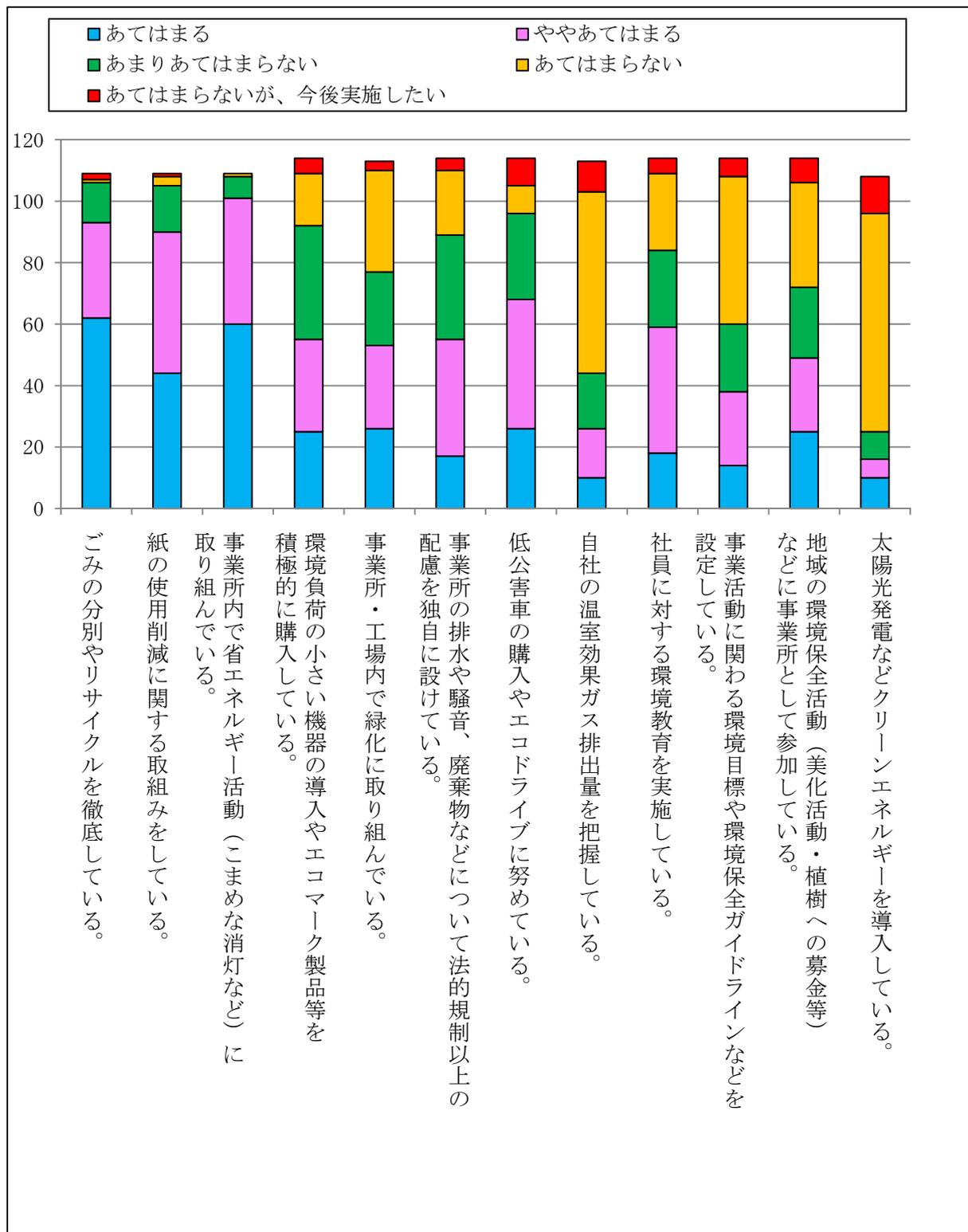
<事業者編>

1 対象 400 事業所（君津商工会議所会員から抽出）

2 回収率 28.5%（配布数：400 部、回収数：114 部）

事業者による環境問題の取組状況

（単位：事業所）



第2次君津市環境基本計画

平成27年3月策定
(令和5年4月一部改定)

発行：君津市
〒299-1192
千葉県君津市久保2丁目13番1号

編集：経済環境部 環境保全課
TEL：0439-56-1243
E-mail：kankyo-h@city.kimitsu.lg.jp